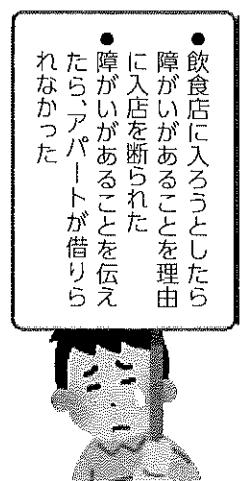


資料5 公報よしかわ抜粋

「障害者差別解消法」が施行されました

国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法の整備の一環として、平成25年6月に制定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる障害者差別解消法)が4月1日から施行されました。

この法律は、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会をつくることを目指しています。



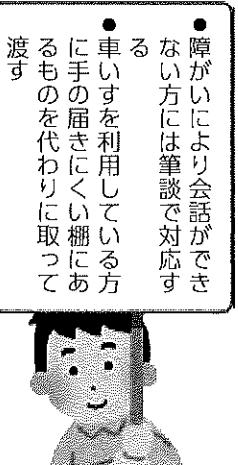
例えば

不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供

県・市などの行政機関、会社や商店などの民間事業者が障がいのある方に対して正当な理由なく、障がいを理由とした差別を禁止しています。



例えば



障害者差別解消法への市の対応

市では、法律の施行に当たり、市に求められている障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領を策定しました。この要領は、障がいのある方々から直接、差別に関する体験談を伺つたり、職員同士の議論を経て策定しました。

例のように、障がいを理由に商品やサービスの提供を拒否したり、制限することは、**不当な差別的取り扱い**に当ります。

また、行政機関や民間事業者に対しても、障がいのある人から何らかの対応

が必要としている旨の意思表示があつたときに、負担が重すぎない範囲で対応するなどの合理的配慮が求められます(事業者に対しては、対応に努めること)

この法律の施行をきっかけに、皆さん一人ひとりが、障がいについて理解し、日常生活で障害のある方に対して、できる」とを考えていきましょう。

全ての人が共生する社会の実現に向けて

この法律の施行をきっかけに、皆さん一人ひとりが、障がいについて理解し、日常生活で障害のある方に対して、できる」とを考えていきましょう。



● 國 範がい福祉課 ☎ 982-5238、國 981

シャッターチャンス

Shutter Chance

開催されたイベントや催しの模様をお知らせします。

Zoom up



日常を支えるパートナー

補助犬への特別住民票交付式

保健センター 12月8日

市内で活躍中の補助犬(リーフちゃん、クトンくん)に特別住民票を交付しました。補助犬は身体障がい者の生活を支援する犬の総称で介助犬・聴導犬・盲導犬の三種があります。交付式では補助犬育成の募金箱の設置と店舗に補助犬が同伴できることを示す「ほじょ犬ステッカー」の配付により、補助犬の理解を広めることを約束しました。

暮らしの情報紙

広報

よしかわ

Public Relations Yoshikawa City

2017
11
No.742

このカードを
見かけたら



あなたの声で救われます



広報よしかわを
スマートフォンで

►24ページに写真説明

Contents

今月号の主な内容

- | | |
|-----|---------------------------|
| 2-5 | ヘルプカード作りました |
| 6 | 11月19日㈰ 第22回吉川市民まつり |
| 8 | 平成30年4月から国民健康保険制度が変わります |
| 9 | 人権セミナーの参加者を募集・人権啓発パネル展を開催 |
| 10 | 災害に備えて減災教育を始めました |
| 11 | 家庭教育講座の参加者を募集します |

ヘルプカード

作りました

障がいのある方の中には、自ら「困っている」と伝えられない人がいます。「コミュニケーションに障がいがあって伝えられない」「突然、体調が悪くなり、伝えることができない」など、困っているのに周りにうまく伝えられないことがあります。一方、周囲の人は何かあったとき「自分は何ができるだろう」「どこまで行動したらいいのだろう」「気になるけどためらってしまう…」そんな場面はありませんか？



ヘルプカードの役割

支援が必要な人と支援をする人、何かきっかけがあれば、両者がつながることができます。ヘルプカードは、そのきっかけをつくるものです。

このカードは、日常生活以外にも、緊急時や災害発生時で役立ちます。一人でも多くの方がこのカードを知り、普及することで支援の輪が広がることになります。

ヘルプカードがあると…

本人が安心

「何かあったときに、理解してもらえる。手助けしてもらえる」それは支援が必要な方にとつて何よりも安心です。

家族と支援者が安心

「何かあったらどうしよう」「緊急連絡先を本人が携帯することは、家族や支援をしている方の不安を和らげます。

情報提示とコミュニケーションが可能
緊急時に必要な情報が記載してあるので、支援してくれる方とのコミュニケーションのきっかけになります。

外見では分からぬ 障がいがあります

「見えない」から、知られていない障がいがあります。そして「知られていない」とことで、周囲の人には理解されず、苦しんでいる方がいます。



障がい福祉課 石井 主任

あなたの支援を必要とする人がいます

ヘルプカードに期待する役割について特別支援学校の先生に伺いました。

「学校では、本人が困ったとき『助けて』『手伝って』と誰かに伝えることを生徒に教えています。自分から何かを発信する力は自立への一歩。カードを提示して助けてもらったという喜びが生徒の自信となり、自立へつながると思

発達障がい

人の気持ちを察したり、場の雰囲気を読むことが苦手です。また、注意力や集中力、衝動性のコントロールが難しくなります。

高次脳機能障がい

頭部外傷や疾病による脳の損傷で新しいことが覚えられなかつたり、言葉が話せないことがあります。

知的障がい

知的能力の発達に遅れがあるため、物事を判断したり、必要に応じた適切な行動をすることが苦手です。

精神障がい

心の病によって、感情や思考のコントロールが難しく、日常生活に大きな支障をきたすことがあります。

内部障がい

呼吸機能、心臓機能、消化機能など、体の内部に障がいがあります。体調不良や環境変化により、病気が悪化してしまったりリスクを抱えています。

聴覚障がい

耳の聞こえが悪く、手話や筆談が必要になります。また、会話だけではなく、周囲の音も聞こづらいことがあります。

難病

原因不明により治療法が確立されていらない疾病です。痛みや倦怠感などの慢性症状があり、日常生活で負担となっています。

支援を受けた喜びはみんな一緒です



県立三郷特別支援学校
校長 羽山 史明 氏

支援が必要な方は、困ったときに助けを求める勇気を。
支援する方は、声を掛ける勇気を持ってほしい。

うんです。だからこそカードを自ら提示できる力を付けてもらいたい。周囲の人には『どうかしましたか?』と声を掛けでもらいたい。「声掛け」という、ちよつとした行為から、障がいのある方とない方が自然と関われるようになつたらしいですね。ヘルプカードは人と人をつなぐツールになります。カードをきっかけに、多くの方に障がいについて関心を持つてほしいです。」

みんなで知ろう ヘルプカードの「J」と

ヘルプカードの必要性はわかつた。でも、カードにドームが書かれてるの？



障害者手帳がなくてもOK

ヘルプカードは障害者手帳の有無にかかわらず、病気やケガで一時的に手助けが必要な方、妊娠中の方、高齢の方など、助けが必要だと思う方なら誰でも持つことができます。

何が書かれているの

氏名や緊急連絡先はもちろん、障がいの内容やかかりつけの医療機関、服薬状況、生命にかかるること（ベースメーカーの使用・アレルギーなど）、配慮してほしいこと（耳が不自由・パニックになることがあります）など、本人にとって必要な情報が記載されています。

どこで手に入るの

どうやって持ち歩けばいいの
本人の状況に応じて、携帯方法は異なります。ケースに入れて見えるところに下げたり、財布の中に持っていたりとさまざまです。また、カードに記載されている内容は、大切な個人情報なので、本人も支援をする方も適切な管理が必要です。

障害者手帳を持つっている方には、障がい福祉課で12月から配布します。窓口に来れない方や障害者手帳を持つていらない方は、市ホームページからダウントロードしてご利用ください。

ヘルプカードを解説します

配慮してほしいことがたくさんある方もいます。書ききれない場合は追記用紙に記載し、カードと一緒に携帯しましょう。追記用紙は、市ホームページからダウンロードできます。

ヘルプカードには、名前・住所・血液型・緊急連絡先の他、その方が皆さんの助けが必要としたときに配慮してほしいことなどが記載されています

障がい名、かかりつけ病院など

障がい名、病名(知的障がい、高血圧)
かかりつけ病院 埼玉病院
電話 048-800-1111
担当医師名 なまく医師
眼鏡(有、無) 朝・夕 血圧計
歩き前 球面鏡で見えていい時に
頬張りがありま

生命にかかわること

□人工透析をしています
□ベースメーカーを使用しています
凶(卵アレルギー)があります
□薬を(カバン)に所持しています
薬品名(エビピタン)
服用方法は直飲みで
に書いてあります

その他、配慮してほしいこと

ハーネスなどは静かな品物に
諸事して下さい。
移動の際は投票用紙を預けます
声かげや手書きが問題になります
追記用紙(有)(一枚)無

配慮してほしいこと

- ▣バックニックになりますことがあります
- 理由 (赤ちゃんの) 呼き声が苦手です
- ▣コミュニケーションが苦手です
- ▣簡単な言葉で説明してください
- 筆頭で伝えてください
- 手話通訳が必要です
- ▣移動の際、介助してください
- ストーマ用装具(尿路・消化器)を使用しています(使用業者)

カードに気付いたら

ヘルプカードは、支援を必要としている方と支援してくれる方をつなげるものです。カードを持っている方は、何かしらの支援が必要な方です。カードに気付いたら、皆さんの優しい支援と配慮をお願いします。

自然と助けられる社会へ

カードがなくとも、困っている方に気付いたら、そつと声を掛けてみませんか。「余計なお世話かも…」「声を掛けたら怒鳴られるかも…」「ちょっと怖いななど」惑いがあるのは当然です。でも「どうされましたか?」「大丈夫ですか?」などの一言が、人命救助や事故の防止につながるかもしれません。

障がいのある方を見かけたら優しく見守り、支援を求められたら手助けをお願いします。障がいのある方もない方も協力し、安心して生活できるまちづくりを目指しましょう。そのためには、皆さんの配慮が必要です。

いろんなマークを知ろう



少しでも多くの方がこれらのマークを理解し、障がいのある方に配慮することで、誰もが暮らしやすい街になります。



意味を知れば、スマートな対応ができる

障がい福祉課 秋谷 主事

ハート・プラスマーク



「身体内部に障がいがある人」を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱、直腸、小腸、肝臓、免疫機能)に障がいがあります。

身体(聴覚)障害者マーク



身体障害
聴覚障害

肢体(聴覚)不自由のため免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマーク。危険防止に伴う場合を除き、幅寄せや割り込みを行ってはいけません。

障害者のための国際シンボルマーク



障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。

ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。補助犬は体に障がいのある方の体の一部となって働いています。まちで見かけたら触つたりせず見守ってください。

障がいのある人もない人も一緒にス

ポーツを楽しむイベントです。

この大会では、2020年のパラリンピック正式種目の「ボッチャ」にチャレンジできます。3年後のパラリンピックを一足先に体験しましよう。

日 12月2日(土)午前10時～午後3時

場所 岐阜市総合体育館

午前 体験競技(申し込み不要)

ボッチャ、フライングディスク、スポーツ吹き矢、風船バレー、玉入れ、バケツでポン

午後 卓球バレー大会なまりんフレンドリーカップ(要予約)1チーム6から

10人のチーム戦

同室用運動靴、飲み物など

※動きやすい服装でお越しください。

※11月17日(金)までに直接、電話またはファックスで障がい福祉課へ。

※午前の競技の申し込みは不要です。

言葉でうまく意思が伝わらないことがあります。皆さんはどうしますか？

文字で書きますか？イラストで伝えますか？それとも、伝えることを諦めてしましますか？会話によるコミュニケーションがうまくとれず、日常生活の中で困っている方がいます。

市では「コミュニケーションボード」を各公共施設や病院などに設置し、コミュニケーションのバリアフリー化を目指しています。

コミュニケーションボードで 伝える



「コミュニケーションボード」とは (トイレを探す編)

障がいのある方や外国の方など、会話によるコミュニケーションが困難な方が、分かりやすいイラストを指しながら意思を伝えることができるボードです。

日常生活でよく使う内容をイラストと一緒に、日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語で表記しました。店舗用と災害用がありますので、目的に応じて使い分けてください。

いろいろな方とのコミュニケーションに役立ちます

- 自閉症や知的障がいなどにより、言葉と絵で伝えると理解しやすい方
- 聴覚に障がいのある方
- 言語に障がいのある方
- 外国の方など、言葉で相手に気持ちを伝えることが難しい方

ヘルプマーク
外見から分からなくても援助を必要としている方が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を受けやすくなるためのマークです。



これが目印

対象 障がいのある方や義足、人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方など、援助や配慮を必要としている方

ヘルプマークに関する問い合わせ

県障害者福祉推進課 ☎ 048-830-294

配布場所 障がい福祉課

障がい福祉課 ☎ 982-5238、FAX 981-5392

※県より無償配布を受け、市で配布しています。配布の際に簡単に聞き取りを行います。



目印はこのステッカー
出入口の扉、レジ付近、受け付け近くなどに貼ってあります。ぜひ、ご活用ください。
※災害用は貼っていません。

コミュニケーションボードのサンプル(店舗用)や申込書は市ホームページからダウンロードできます。



ど地域のさまざまな場所に、災害用は災害の拠点となる場所や公共施設などに設置してあります。
まだ設置している場所が少ないで「ぜひ置きたい」という方は、ご連絡ください。



このステッカーが目印です

どう置いてあるの?

広報
No.769

よしかわ

2020
2

表紙の手話の意味は3ページ

心 つ 手
の な 話
輪 が で
る

特集



広報よしかわが
スマートフォンでも
読めます！



マチイロ
マチを好きになるアプリ

手話つながる



POINT 聴覚障がいのある方について知ろう

【聴覚障がいのある方を表す言葉】

難聴者 耳が聞こえにくい方のことです。程度はさまざま、補聴器を使用して音声で会話する方や筆談や手話で会話する方もいます。

中途失聴者 もともと耳は聞こえていたけれど、ある程度母語が確立した後に耳が聞こえなくなってしまった方のことです。会話の方法は、難聴者と同じです。

ろう者 補聴器などを使用しても音声が判別できず、手話を母語もしくは主なコミュニケーション手段とする方のことです。

【日常生活で感じている困りごと】

- 放送などが聞こえないで、駅や電車内、買い物など身近な生活の中で情報が得にくい。
- 後ろから自動車や自転車が接近していることが分からぬ。
- 耳の聞こえる人と話すとき、何を言われているか分からない・言いたいことが伝わらない。
- 災害など緊急時のアナウンスが分からず、不安になる。

手話以外のコミュニケーション方法の例



指文字・ジェスチャーなど



筆談・要約筆記



口話・読話

手話の特徴は音声言語とは解してもらえなかつたり、誤解されてしまうことがあります。また、聴覚障がいといつても、その障がいの種類や原因、程度は人によってさまざまです。断できないため、なかなか理解してもらえないことがあります。また、手話の他にも聴覚障がいのある方とのコミュニケーションの方法はいくつあります。大切なのは「相手に伝えよう・相手を理解しようとすると気持ち」です。

聴覚障がいのある方は全国に34万1000人

手話って?



手話は聴覚障がいのある方たちにとって、大切なコミュニケーション方法です。

平成23年、障害者基本法の改正により、手話は音声言語と同様に「言語である」と定められました。

吉川市でも4月1日から新たに「吉川市手話言語条例」を施行します。

今月号では、条例制定を受け私たちに何ができるか、「こんなこと」が求められているのかについて考えます。

表紙と2・3ページの写真の手話は、特集タイトルにもある「つながる」を意味しています。

手話は聴覚障がいのある方たちにとって、大切なコミュニケーション方法です。

平成23年、障害者基本法の改正により、手話は音声言語と同様に「言語である」と定められました。

吉川市でも4月1日から新たに「吉川市手話言語条例」を施行します。

今月号では、条例制定を受け私たちに何ができるか、「こんなこと」が求められているのかについて考えます。



これまでの「手話」

手話はろう者がコミュニケーションを取り、社会生活を営むため、ろう者によって大切に受け継がれ、発展してきました。ところが、明治13年に開催された国際会議において、ろう教育では読唇と发声訓練を中心とする口話法を教えることが決議され、日本のろう教育でも昭和8年以降は、ろう学校での手話の使用が禁止されました。これにより口話法を強いられ、手話を必要とする方は必要な情報を十分に得られず、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

また、手話を必要とする方以外の人も手話を必要とする方を理解する機会が少なく、お互いが十分に分かり合うことができませんでした。

その後、平成18年に国際連合総会で「障害者の権利に関する条約」が採択され、平成23年に日本においても障害者基本法が改正され、手話が言語として位置づけられました。

POINT 新たに制定された手話言語条例

【基本理念】

言語である手話は、意思疎通の手段として一方的なものではなく、市民相互に必要な言語として尊重されなければならない

【主な内容】

地域ぐるみの運動 行政だけでなく、市民、事業者が基本理念を共有し、共に取り組むため「市の責務」「市民の役割」「事業者の役割」を定めています。

市の責務

- 手話をに対する理解および普及の促進を図る
- 手話を使いやすい環境を整備するため必要な施策を講じる

市民の役割

- 基本理念に対する理解を深める
- 手話に関する市の施策に協力する

事業者の役割

- 手話を必要とする人が利用しやすいサービスの提供をしたり、働きやすい環境を整える
- 手話に関する市の施策に協力する

当事者の意見の尊重 聴覚障がいのある方の状況などを踏まえ、施策に関する基本的な計画を策定します。手話を必要とする方やその他の関係者の意見を聞くよう努め、これを総合的かつ計画的に実施します。

未来へつなぐ 学校、保育所などにおいて、手話を学んだり、触れたりする機会の確保に努め、手話への理解および手話の普及に努めます。

手話を必要とする方やその関連団体と共に検討を重ねました

市では昨年12月市議会の議決を経て「手話言語条例」を制定しました。この条例は手話が言語であるとの認識に基づき、すべての市民が手話への理解を深め、共に支え合う地域社会を目指すことを目的に制定されました。

また、検討段階で当事者である、手話を必要とする方やその関連団体（手話サークルなど）の皆さんと5回に及ぶ検討委員会やパブリックコメントを実施し、内容を検討しました。



手話への思いを語る

～吉川市聴覚障害者協会・吉川手話サークルさつき会の皆さん～

同じ田線に立つてもらえるとうれしい

ずっとでも手話が広まればうれしいです。

いつ頃から耳が聞こえないことに気が付きましたか？

(A)生まれた時からです。

(B)私は3歳の時に病気になつて聞こえなくなりました。

(C)普段生活する中で特に大変な事ってなんですか？

(D)色々ありますけど、宅配便ですね。突然だと戸惑つてしまします。

(A)私は電車が遅れたときにアナウンスが聞こえないことです。

(B)やつてもらえると嬉しいことはありますか？

(C)耳が聞こえないことを伝えると、一步引かれてしまうことがあります。同じ目線に立つてもらえたうれしいのにと思つてしまします。

(D)手話が使えなくとも身振りや筆談をしてもらえるだけでも安心できます。(E)簡単な手話を市役所の待ち合いモニターで見られるようにするなど、少し

手話の大切さを知つてもらいたい

手話を学ぼうと思つたきっかけは？

(F)テレビで手話講座を見て、自分もやつてみたいと思つた。

(G)私は小学生のときに隣に座つていた子が、時々「この子の教室」に行つていって、どうして同じ子どもなのに同じ授業を受けられないのつて思ったことがきっかけでした。

(H)この活動を通して良かつたと・これから望むことは？

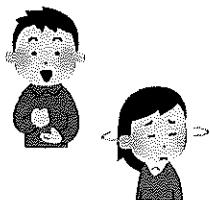
(I)障がいという壁に左右されず、いろいろな人とコミュニケーションを取れる喜びを知ることができ、世界が広がりました。(J)手話を必要としている人が身近にいることを知つてもらいたいです。

さあ、始めてみよう！

手話を学んでコミュニケーションの方法を広げることも大切ですが、手話以外にも、聴覚障がいのある方とコミュニケーションは取れます。

「耳が聞こえない」ことが分かったら、次のことに注意してみてください。

話し手の口の動きや表情を手がかりに内容を読み取れることもあります。ゆっくり話すことを心掛け、ジェスチャーなども加えて伝えてください。



どのような方法(音声・手話・筆談)でコミュニケーションを取ればいいか、本人に確認しましょう。なお、視界に入らないところから声を掛けるときは、肩を軽くトントンとたたいて、顔を合わせて話し掛けましょう。



吉川手話サークルさつき会

手話の勉強会や「市民まつり」への出店など、手話を少しでも身近に感じてもらえるよう取り組んでいます。また、聴覚障がいのある方との交流や支援なども行っているため手話を必要としている方とつながることもできます。ぜひ一緒に活動してみませんか？

日時 毎週金曜午後7時～9時

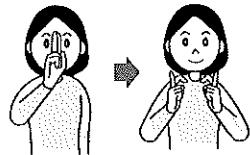
場所 中央公民館

問い合わせ 障がい福祉課



ミニ手話講座 ~手話を使ってみよう~

こんにちは



右手の人差し指と中指を立て、人差し指側をひたいにあてる
向かい合わせた人差し指を折り曲げる

手話



両手の人差し指を横に伸ばして向かい合せ、交互に前に回す

分かる 分からない



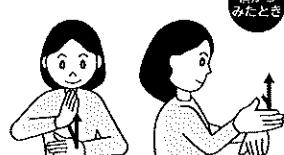
右手の手のひらで、胸のあたりをトントンと2回たたく
右手の指先で、右肩あたりを2回上に払う

できる できない



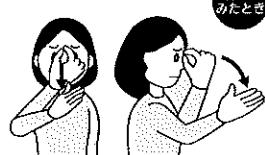
右手の親指以外の4本の指の指先を、左肩・右胸の順にあてる
右手の親指と人差し指で、石のほうを軽くつねるようする

ありがとう



右手を垂直に立て、小指側で左手の甲をとんとたく

ごめんなさい



親指と人差し指で眉間に(みけん)をつまむようにし、指を伸ばして前に出す

さようなら



右手の手のひらを前に向けて、左右に軽く振る。

筆談 でお願いします



左の手のひらの上で、右手でペンを持って何かを書くように動かす
右手を頭の前に垂直に立て、頭を軽く下げるながら斜め下に出す

2から5ページの問い合わせ 障がい福祉課☎ 982-5238、FAX 981-5392

私たちにできること

今回紹介した以外にも、さまざまなハンディキャップを抱えて生活している人は、たくさんいます。特に、外見から判断できない障がいは当事者以外から気付かれることが多く、周囲に理解されないこともあります。

さまざまな障がいへの正しい

理解と声を掛けようとする少しの勇気が、助け合いの仕組みをつくる第一歩となります。聴覚障がいのある方は手話や筆談などの手段で自分の考え方や聞きたいことを伝えます。周囲の人もそんな姿を見掛けたら積極的に声をかけてサポートしたりと、互いに日の

相手を知ろうとする行動が初めの一歩

前にいる人に歩み寄ることが大切です。

市でも、手話の普及への取り組みとして、手話講習会などを実施しています。今後も、障がいの有無に関わらず互いを尊重して思いを伝え合い、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指していきます。